

評価者	都市調整部長	征矢 剛一郎
-----	--------	--------

◎ 評価対象分野・施策の方針

総合計画上の位置付け	分野	歴史環境	施策の方針	歴史的風土の保存
目標とすべきまちの姿	国指定史跡、歴史的風土保存区域内の重要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。			

1 市民意識調査結果

(1) 認知度

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成26年度	19.0%	平成27年度	18.0%	(回答者全体に占める割合)
-----------------------	--------	-------	--------	-------	---------------

(2) 妥当性

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	2.1%	0.7%	0.3%
ちょうどよい	2.4%	39.3%	1.4%
効果不十分	5.4%	6.9%	16.6%

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	1.3%	1.1%	0.6%
ちょうどよい	1.9%	36.3%	1.6%
効果不十分	4.6%	4.7%	22.6%

<妥当性の分析>
お金の使い方と仕事の効果については、概ね市民から理解を得ていると判断できる。

平成26年度

平成27年度

全体における位置(効果とお金の両方が「ちょうどよい」の割合)

(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答	全体
平成26年度	30.4%	41.0%	4.0%	24.6%	100.0%
平成27年度	33.9%	37.6%	3.4%	25.0%	100.0%

2 内部評価

(1) 平成27年度の目標

風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土保存、緑地の保存を図る。

(2) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

整理番号	評価対象事業名	決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		今後の方向性	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	事業内容	予算規模
都調-01	風致地区事務	1,473	1,365	30,805	27,434	4.0	3.5	b	B

(3) 主な実施内容

【主な実施内容】
 鎌倉市風致地区条例、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の許認可等事務を行った。
 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)に基づく歴史的風土保存区域内行為届出、首都圏近郊緑地緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域内行為届手の受理を行った。
 神奈川県への歴史的風土特別保全地区の許認可等に関する経理事務を行った。
 市民及び観光客に対して、鎌倉駅地下道ギャラリー展示等の風致地区及び歴史的風土保存区域等に関する啓発活動を行った。

【実施できなかった事業とその理由等】

(4) 平成27年度の取組の評価

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 要改善

<上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等>
 窓口相談や電話での問い合わせに対して、具体事例の申請事務など、日常業務のあらゆる場面において丁寧な説明を心がけ、内容を理解し、風致の維持に協力してもらえるよう、地道な努力を重ねている。

3 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

風致地区や歴史的風土保存区域等は、豊かな自然と歴史的文化遺産を有する本市の風致維持、歴史的風土の保存を行ううえで重要な役割を担うものであり、今後も土地所有者や寺社、行為者等に風致地区条例及び古都保存法の手続、規制等に関する理解が得られるようにする必要がある。

4 平成28年度の目標

風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全を図る。

5 主な事業における指標(目標ごとに1つ)

整理番号	事業名	単位						指標の傾向	備考
指標の内容	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
当該指標を設定した理由	目標値								
	実績値								
	達成率								

参考 前年度外部評価結果への対応

<p>鎌倉市民評価委員会からの指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区内行為のうち植栽が不足している案件などがあり、鎌倉らしい良好な風致の維持育成の上で課題である。 ・本施策に関する行政の取り組みである『「鎌倉市風致地区条例」などの市民への周知、理解の促進』は実情、どこまで進んだのか見えていない。 ・施策の方針に対して本年度の活動のみでは十分と言えるかは疑問。 	⇒	<p>指摘への対応、コメント等</p> <p>事業者から、工事完了届が提出されると、1週間以内に現場の確認を行っている。是正等がある場合は、早急に連絡を行い内容を説明し、対応依頼を行い良好な風致の維持育成に努めている。</p> <p>市民への周知として、毎年地下道ギャラリーを利用して市民等へPRを行っている。今後も引き続き行っていく予定である。</p>
--	---	--

鎌倉市民評価委員会の評価

《評価できるところ》

- ・鎌倉にとって、鎌倉らしさを示す大切な施策であり、市民も鎌倉に住む意味を認識している。
- ・鎌倉市風致地区条例、特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の許認可等事務など、窓口相談や電話での問い合わせに対し、具体事例の申請事務など、日常業務のあらゆる場面において丁寧な説明を心がける等、行政として法令に従わせるだけでなく、市民の理解を深めるよう努力している。
- ・市民の認知度が高く、市民へのPRが成功している。
- ・今後の方向性について、きちんと進めていくべき課題を挙げている。

		評価の内訳						委員会の評価
取組	↗	0	↘	0	→	8		→
効果	○	0	△	2	—	6	⇒	—

《課題》

- ・鎌倉独自の風習がどのようなもので、それをどの様に保存していくのかが分からない。
- ・風土には環境以外にも風習が含まれるが、それらの保全に関する取組が見られない。また、風致地区条例や古都保存法の対象外の地域の風土についての取組も見られない。(法令等に基づいて、事務手続きを行っているだけで、積極的に保存しようとする取組が見られない。(問い合わせに答える以外の取組が見られない。))
- ・歴史的風土の保全に向けた取組への熱意が大切である。誠意を持った対応が求められる。
- ・多くの市民が取組に注視している分野であるからこそ、引き続き歴史的遺産と自然的環境の保存への努力が求められる。
- ・風致地区内行為のうち植樹については、条例に対し市民に平等である姿勢が求められる。

《提言》

- ・引き続き風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全を図っていくべきである。
- ・「歴史的風土の保存」については、ステークホルダーはもとより一般市民の理解促進が重要である。歴史的風土の保全を否定する人は少ないと考えられる中で、「風致地区事務」に止まらず、市民に対する積極的な啓発活動の展開を求めたい。
- ・「お金の使い方」「仕事の効率」が「ちょうど良い」という意見36%に対し、「もっと力を入れるべき」という意見が30%もある。例年同様地下道ギャラリーを利用して市民等へのPRを行うだけでは理解度は上昇しないので、もう少し具体的な取組結果の事例を広報すべきである。